

港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）  
に係る業務・システムの見直し方針（案）

2005年（平成17年） 月 日  
国土交通省情報化政策委員会決定

電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）に基づき、年 月における輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針（以下全体版見直し方針）の策定を受け、国土交通省固有の港湾手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針（以下国土交通省版見直し方針）を次のとおり定める。国土交通省は、全体版見直し方針及び国土交通省版見直し方針を基に、対象となる業務・システムについて必要な見直しを行い、その最適化に取り組むものとする。

## 第1 対象範囲

本見直し方針が対象とする港湾手続関係業務・システムは、船舶が入出港する際に、船会社又は船舶代理店等が通常必要となる港湾手続関係業務のうち、国土交通省が所管する以下の法令等に基づく業務及びこれら業務を処理する港湾EDIシステム<sup>（注）</sup>とする。（別添1-4を参照。）

- ・ 港則法（昭和23年法律第174号）
- ・ 港湾法（昭和25年法律第218号）
- ・ 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
- ・ 船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）
- ・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）

### （注）港湾EDIシステム

港湾管理者、港長等に係る申請・届出等の行政手続きの電子情報処理化を推進するため、国土交通省・海上保安庁等が協力して開発している情報通信システム（別添1-1～1-4を参照）

## 第2 最適化の基本理念

港湾手続について、手続の簡素化、画一化を行い、e-Japan 重点計画-2004等で求められている国際海上交通簡易化条約（以下 FAL 条約）の締結にも対応し、より信頼度が高く、かつ、運用経費の低廉な新しいシステムを構築する。

具体的なコンセプトを以下に示す。

#### コンセプト 1：国際標準への準拠

- FAL 条約の締結
- 関係法令等（港湾法、港則法）の改正
- 国際標準 EDI への対応

#### コンセプト 2：申請者の視点での検討

- 申請者の視点に立った電子申請窓口の提供

#### コンセプト 3：業務・システム双方の見直し

- FAL 条約の締結にとどまらない行政手続の徹底した見直し
- 行政運営面での効率化・迅速化

#### コンセプト 4：セキュリティ、セーフティとの両立

これらの基本理念に基づき、業務・システムの最適化を実施することにより、他の施策と協働して官民トータルの物流コストの低減化を図る。効果に係る具体的な数値目標は最適化計画において明らかにするものとする。

なお、これらの最適化およびそれに伴う利便性向上のためのシステム改善については、予算効率の高い簡素な政府を実現するという電子政府構築計画の趣旨に沿うものとする。

### 第 3 現状及び課題等

#### 1 現状

船舶の入出港に伴う国土交通省の港湾手続関係業務は、これまで港則法、港湾法、海上交通安全法に基づき、船会社又は船舶代理店等が港長、港湾管理者等に対して必要となる手続を処理してきたところであるが、平成 16 年に、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく海上保安官署に対する船舶保安情報の通報が加わり、また、平成 17 年には、船舶油濁損害賠償保障法に基づく地方運輸局等に対する保障契約情報の通報が新たに加わった。

一方、システムについては、平成 11 年に港長、港湾管理者が求める手続の一部を対象として、港湾 EDI システムの運用を一部の港湾で開始して以来、随時対象手続と利用可能港湾の拡大に努めてきた。また、平成 15 年には、通関情報処理システム（NACCS）等の他府省のシステムと連携・接続することにより、港湾手続関係システムのシングルウィンドウ化の実現が図られてきた。

港湾 EDI システムの EDI 仕様の特徴は、Web 方式及びメール方式の二つの情報伝達手段の提供、参照入力機能の提供、国際標準メッセージである UN/EDIFACT の採用等であり、利用者の多様な事業規模/形態に応じた利便性の確保を考慮してシステム構築を進めてきたところである。

その結果、平成 17 年 3 月末現在、港長関連手続きは特定港全 86 港で、港湾管理者関連手続きは重要港湾以上全 128 港のうち 86 港で利用可能となっており、更に 11 港については供用準備中である。

しかし、これらの業務・システムに対して、関係業界から改善等の要望が

あり、特に、日本経済団体連合会等、9つの関係民間業界により取りまとめられた「輸出入・港湾諸手続の効率化に関する提言」(平成16年6月22日)において、手続の簡素化、FAL条約の締結、すべての申請書類の電子化等の要望が提出されている。これらの要望のうち、FAL条約に関しては、「電子政府構築計画」、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日:総合規制改革会議)」、「e-Japan重点計画-2004(平成16年6月15日:IT戦略本部)」等において、その早期の締結を求められている。

## 2 課題

利用者より以下の点について更なる利便性の向上が求められている。

各々の手続の必要性に照らして、利用者の負担を最小のものとする観点からの手続の見直し及び申請項目の削減  
同種手続及び情報の反復申請の回避  
業務時間外における対応

は、現在のシステムが既存の書類の単なる電子化だけに止まっているという利用者の不満に基づく課題であり、平成17年秋頃を予定しているFAL条約の締結とあわせて業務の徹底した見直しを行い、それに対応した効率的なシステムを構築する必要がある。

は、現在のシステムが、同一の利用者に対しては参照入力機能として反復申請の回避を実現している一方、異なる利用者間では情報の共有化が図られていないことにより生じる課題である。本邦の複数港に連続して寄港するコンテナ船等の場合、港間での情報の共有化を可能とすることがシステムの利便性向上面で重要であるが、港毎に利用者が異なることが多く、このような要求に未対応であるのが現状である。また、Web申請方式においては、入力途中でのデータ保存機能がないことや、申請済データの保存期間が短いことも課題となっている。利便性向上のため、効率的なシステムを構築する必要がある。

は、業務時間外には窓口業務が実施されていないことにより、業務時間外に港湾EDIシステムによる電子申請を行っても、次の業務時間まで応答がないことにより生じる課題であり、行政運営面の効率性も考慮しつつ、ITを生かした対処方法を検討する必要がある。

## 第4 見直し方針

前第の課題を克服し、セキュリティ、セーフティの観点からの検討も行いつつ、真に利用者の利便性が高く、かつ運用費用の低廉な港湾EDIシステムを構築するため、以下の方針に基づき最適化計画を策定する。

本年秋頃に予定されているFAL条約の締結とあわせて、入出港届等のFAL条約対象手続については、港湾法の改正等により関係府省共通のFAL様式を採用する。また、FAL条約対象手続以外の入港前の諸手続についても、項目を大幅に簡素化し、共通様式化を図る。さらに、港則

法の改正により、夜間入港規制を廃止する。これらの簡素化手続を、11月までにシステム及び書類双方で行えるようにシステムの変更を行う等の措置を講じる。

他省庁システムとの有機的な連携等を通じて、船舶基本情報、船舶運航情報等の申請情報のデータベース化、入力途中でのデータの一時保存機能の付加等を通じて、異なる利用者により申請される場合を含め、同種手続及び情報の反復申請に対する負荷を極小化する。

行政判断に基づく処分を要しない届出等の手続については、可能な限り24時間365日対応の自動応答システムを構築する。

～ の方針に基づく最適化計画の策定にあたっては、全体版見直し方針にて位置付けられている“申請窓口の一本化等によるシステム面の改善検討”を踏まえ、港湾EDIシステムの最適化を検討する。その際は、UN/EDIFACTの標準メッセージ等の国際標準に準拠するとともに、多様な利用者の業務体系に応じた申請方式を提供するため、Web申請方式にも対応したシステム構築を検討する。また、国土交通省の所管業務にかんがみ、現在の港湾EDIシステムと同様に、外航/内航いずれにも対応した最適なシステムを構築する必要がある。(本年11月開始予定のFAL条約締結とあわせて実施する簡素化措置に対応した電子申請については、現在の港湾EDIシステム窓口より提供。)

なお、現時点で常時必要となる関係手続は、港湾EDIシステムにて一元的に電子申請窓口を提供しているものの、その他の臨機に必要な手続については、別途国土交通省オンラインシステムより電子申請窓口が提供されていることから、国土交通省オンラインシステムにて提供されている電子申請が利用しやすい環境を、港湾EDIシステム側より提供する。

## 第5 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、国土交通省情報化政策委員会の下、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に沿って、全体版見直し方針及び最適化計画との整合を図りつつ、平成17年12月を目途に、港湾手続関係業務・システム最適化計画を策定する。

なお、港湾手続関係業務に係る業務・システムの最適化について、輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化と重複する部分が発生した場合等においては、当該重複する部分については輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化の内容に基づき、港湾手続関係業務に係る業務・システムの最適化計画を見直した上で最適化を行うものとする。

## 第6 参考資料等

別添1：港湾EDIシステムの概要および対象業務

別添2：輸出入・港湾関連手続の電子申請システム(骨格)

別添3：港湾関連手続の流れ

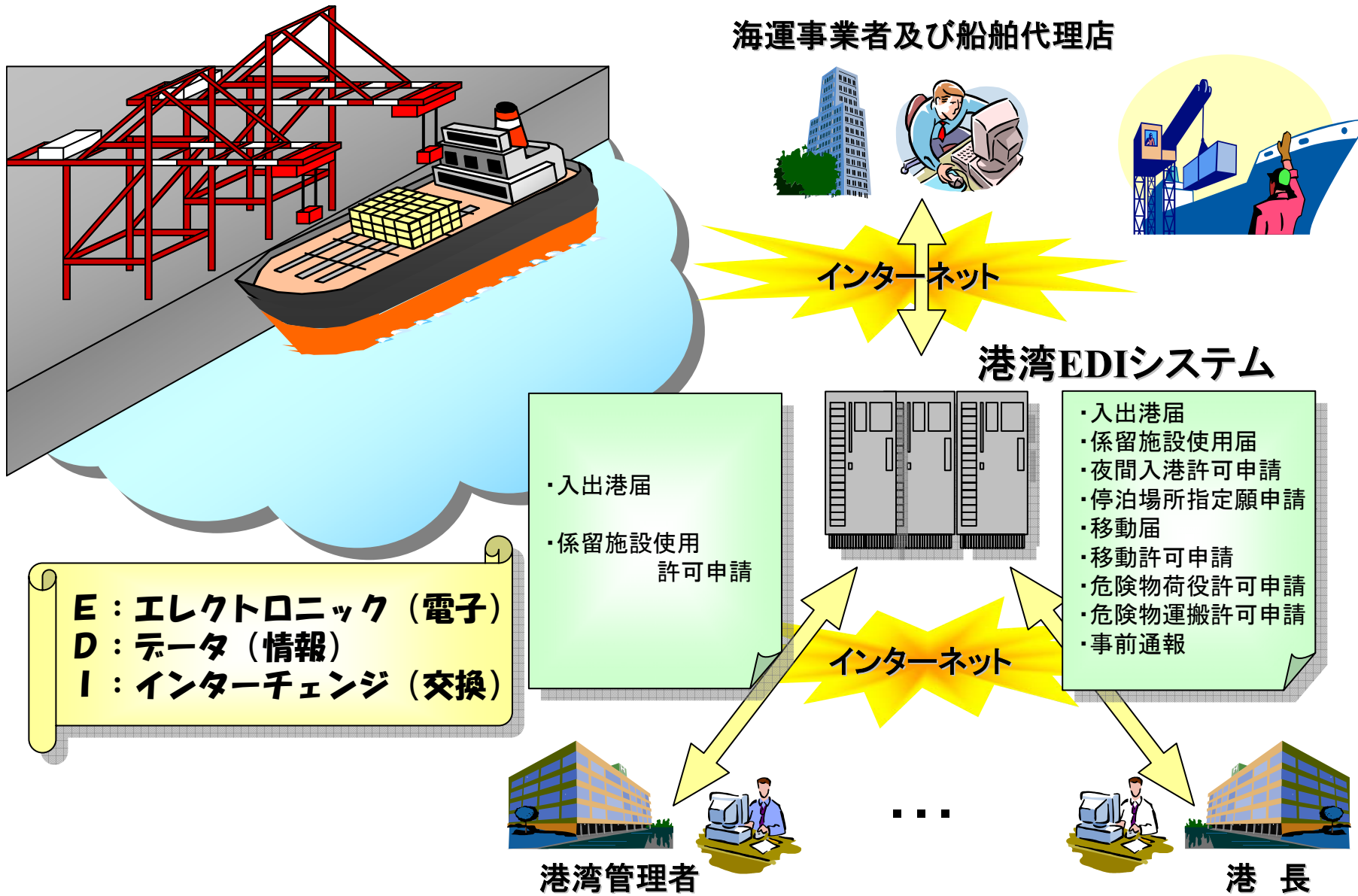
# 港湾EDIシステムの概要

別添1-1

主な機能	船舶が入出港する際に通常必要となる港長、海上交通センター所長、海上保安官署の長、港湾管理者及び検疫所に対する行政手続の電子申請。
申告等の手続の電子化についての根拠法令(有無、名称)	港長及び海上交通センター所長:有(行政手続オンライン化法国土交通省主務省令、及び行政手続オンライン化法) 海上保安官署の長:無 港湾管理者:有(港湾法) (検疫所:有(検疫法施行規則))
利用者	<申請先> 港長、海上交通センター所長、海上保安官署の長、港湾管理者、検疫所 <申請者> 船会社(船舶代理店含む)等
民間利用者数(利用者IDの数)	1,042(H16.12末現在)
システムの年鑑処理件数(トラフィック件数)	390千件(H15年歴) 632千件(H16年歴)
主な業務のシステム処理率	入/出港届等について 約30%弱(推計)
稼働時間 日別 年間	24時間(メンテナンス時のみ適宜停止) 365日

# 港湾EDIシステムの概要(イメージ)

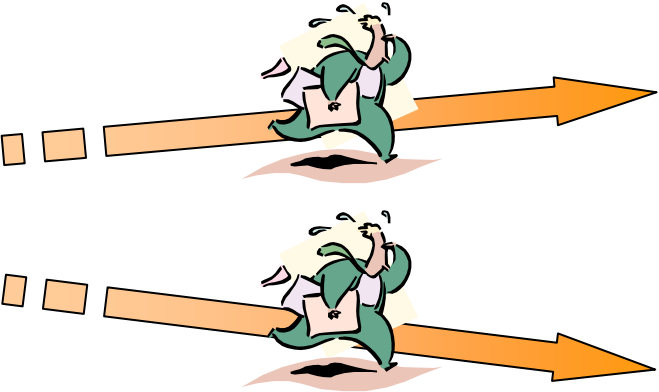
別添1-2



# 港湾EDIシステムの概要(イメージ)

別添1-3

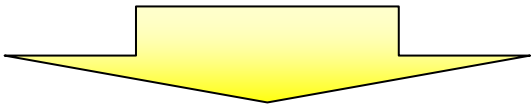
船社・船舶代理店



港湾管理者



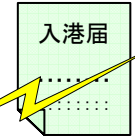
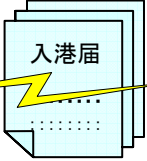
港長



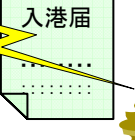
船社・船舶代理店



港湾EDIシステム



港湾管理者



港長

# 港湾EDIシステムの対象業務

別添1-4

## <国土交通省所管業務>

港湾EDIシステム	シングルウィンドウシステム	申請者	備考
<b>港湾管理者</b>			
入港届 入出港届 出港届 係留施設使用許可申請	入港届★ 入出港届★ 出港届★ 係留施設使用許可申請○	船社又は船舶代理店 " " "	H17.11FAL様式対応予定 " " "
<b>港長</b>			
入港届 入出港届 出港届 夜間入港許可申請 停泊場所指定願 係留施設使用届 移動許可申請 移動届 危険物荷役許可申請 危険物運搬許可申請	入港届★ 入出港届★ 出港届★ 夜間入港許可申請 停泊場所指定願○ 係留施設使用届 移動許可申請○ 移動届 危険物荷役許可申請○ 事前通報	船社又は船舶代理店 " " " " 係留施設管理者 船社又は船舶代理店 " " 内航船社又は埠頭代理店 船社又は船舶代理店	H17.11FAL様式対応予定 " " H17.11廃止予定 " " " " H17.11FAL様式対応予定
<b>海上交通センター所長</b>			
	航路通報	船社又は船舶代理店	
<b>海上保安官署の長</b>			
	船舶保安情報通報○	船社又は船舶代理店	
<b>運輸局等</b>			
	保障契約情報通報○	船社又は船舶代理店	H17.11運用開始予定

## <他省庁所管業務のうち、シングルウィンドウシステムで申請可能な業務>

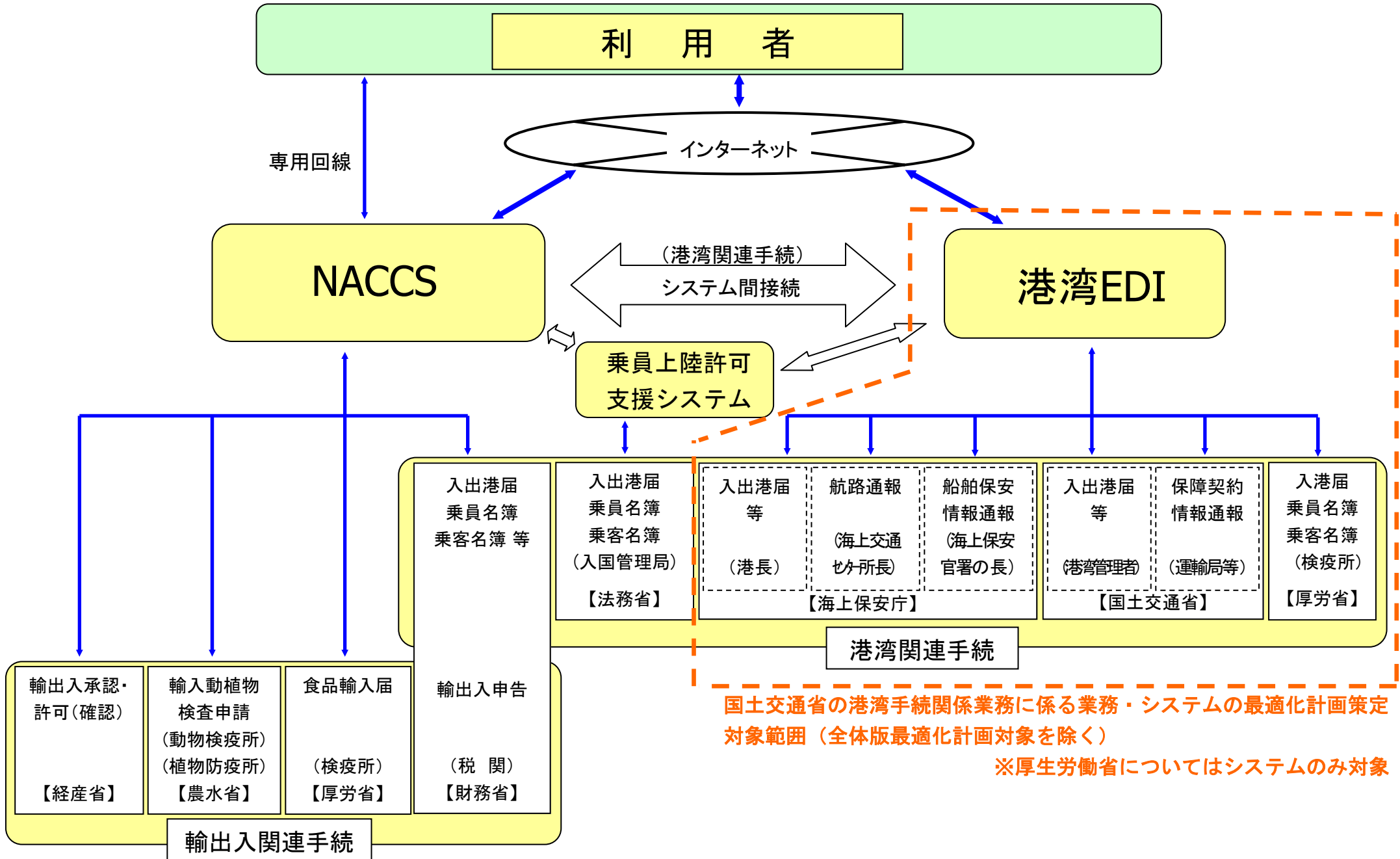
<b>税関</b>			
	入港届★ 出港届★ 船舶基本情報登録(訂正・削除) 船舶運航情報登録(訂正・削除) 乗組員情報登録★(訂正・削除) 旅客情報登録★(訂正・削除) 船用品情報登録(訂正) とん税等納付申告業務	船社又は船舶代理店 " " " " " " "	H17.11FAL様式対応予定 " NACCSを利用する場合は必須 " H17.11FAL様式対応予定 " "
<b>入国管理局</b>			
	入港通報★ 入港届★ 出港届★	船社又は船舶代理店 " "	乗員/乗客情報の付加可能 " 、H17.11FAL様式対応予定 " 、"
<b>検疫所</b>			
	入港通報★ 入港届(明告書)★ 乗員名簿★ 乗客名簿★ 検疫通報	船社又は船舶代理店 " " " "	H17.11FAL様式対応予定 " " "

注1: ★の手続について、複数の行政機関に共通する手続は、シングルウィンドウシステムにて各行政機関に1回の入力・送信で同時申請が可能

注2: ○の手続はH17.11に導入予定である入港前手続統一申請様式の対象手続



# 輸出入・港湾関連手続の電子申請システム(骨格)



# 港湾関連手続の流れ

